

業務部速報



No. 63

発行 24. 2. 21

JR東労組 業務部

『変革2027』の実現に資する就業規則等の改正について

申14号

2月20日開催

に関する申し入れ 団体交渉を行う! ②

4. テレワーク等の見直しにあたっては、厳正かつ適正な労働時間管理を行うこと。

組合の主張



- テレワーク自体、労働時間管理が難しいと考える。新たにテレワークを拡大する場合や変更が生じた時は丁寧な社員周知を行うこと。
- 業務指示かどうか**管理者が明確に指示**すること。

<会社の主張>

- ◆過重労働にならないように、社員個人への指導と管理者の教育を引続き行う
- ◆**業務指示も曖昧にならないようにする**

5. 「通勤手当における併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直し」については、対象となる社員が申告漏れ当により不利益がないよう丁寧な社員説明を行うこと。

組合の主張



- 申請、手続きが必要な手当等に関して内容変更等が本人に知らされず、申告が遅れて未支給となったケースが発生している。申請が必要な手当等に関しては、対象となる社員への周知を徹底し、不利益が生じないように指導を徹底すること。

<会社の主張>

- ◆社員への皆さまにわかりやすい資料が提示できるように準備している

6. 通勤経路指定、および通勤手当等の支給については実情に踏まえて承認すること。

組合の主張



- 所要時間の長短だけでなく、バスや列車の運行状況等使用する交通機関の実態を踏まえ、当該社員よりスムーズに通勤できるよう承認すること。
- 私鉄の有料特急も利用できるよう議論すべきではないか。

<会社の主張>

- ◆職務乗車証に使用が前提だが、乗り換え時間等も考慮し、**15分以上短縮される場合に承認する**◆私鉄の有料特急は**着席サービス**が主のため除外した

7. 「職務種別の見直し」について、年間休日数が増えることから、必要な要員配置を行うこと。

組合の主張



- 年間休日が増えることで、業務が輻輳することが考えられるので、**職場運営が円滑に行える要員を確保**すること。また、**年休の取得が出来なくならないように**すること。
- 今回の対象は変形勤務が対象か。
- 他の箇所に拡大する場合、**労使議論**するのか。

<会社の主張>

- ◆**要員は確保する**考えである、年休確保日もあり**年休が取得できる環境を引続き取り組む**◆今回は変形勤務が対象で交代勤務は対象外◆労働条件が変更となる場合、**提案して議論の手続きを必ず行う**

③へ続く